地方公営企業法の適用に関する実務研究会「中間まとめ」の骨子(案)

〇「中間まとめ」(案)の基本的な考え方

- ■「中間まとめ」は、地方公共団体が財務規定等の適用に必要な事務量(作業量)を把握し、それを処理するための予算・人員等の確保に着手するために必要な情報等を周知することを主目的とする。
- ■「中間まとめ」の具体的な内容としては、財務規定等未適用事業が適用事業に移行するために必要な移行事務の全体像を示すとともに、 特に地方公共団体の事務負担が多い固定資産情報の整備について、手順、留意点、基本的な考え方、必要な水準等を示す。

〇「中間まとめ」(案)の構成

中間まとめの構成・基本的な考え方	各項目の記載内容(方向性)
第1 基本的な考え方 地方公営企業法を適用する意義・目的、これまでの検討経緯と 課題等を踏まえて、本研究会の目的、「中間まとめ」の主旨と基本 的な考え方等について明確にする	平成25年度までの検討の成果、第1回・第2回研究会等において 示された、地方公営企業法を適用する意義・目的、今後の課題等 を踏まえて、本研究会の目的と「中間まとめ」の主旨・基本的な考 え方等について取りまとめる。
第2 移行事務の全体像 公営企業法非適用事業が公営企業法適用事業に移行する手順・スケジュール(検討着手から適用完了まで)の規模を明らかにするとともに、地方公共団体にとって必要となる期間・費用・体制の目安を提示する。	先進団体(安平町(簡易水道)・備前市(下水道))が、財務規定等 適用事業に移行する際に必要となった期間・費用・体制・留意点等 について取りまとめ、移行に係る全体的な手順等と併せて例示する (固定資産情報整備を除く移行事務に係る「手引き」については、今 後検討する予定である。)。
第3 固定資産情報の整備 固定資産情報を整備するために必要な手順・留意点等について、具体的に記載する。特に、地方公共団体が台帳を整備するために必要となる情報(基本的な考え方、台帳の水準(記載項目・精度等)等)について明示する。	以下の各項目について、考え方を示す。 〇固定資産台帳整備に係る基本的な考え方 〇固定資産台帳の記載項目 〇固定資産台帳の登録単位 〇不明資産の取扱い 等
第4 その他	その他、平成26年夏時点において示すべき特記事項について記載する(地方公会計との関係等)。
第5 今後の課題、スケジュール等 夏以降、本研究会で検討を行う内容等を記載。	地方公営企業法適用に係る課題を指摘する(地方公営企業法適用に係る「ロードマップ」(26.7頃)と軌を一にしたものとする。)。